

ることなく、消費者グループの代理人となる資格が認められていると考えられる。さらに、こうした独占性を付与することで、消費者の代表者が訴訟を起こす資格についての議論を避けつつ、訴訟制度の簡素化が図れる。

さらに、この制度は、民事責任に関する原則に準拠している。すなわち、グループ構成員が求める損害賠償は消費者団体やその弁護士に委任するのではないのであるから、責任については判事のみが決定するとの原則が守られる。また、この制度では、従来の訴訟と類似する訴訟手続の最初の段階の途中で団体が参加することとなり、これら消費者団体の訴訟費用を抑えることができるであろう。

ただし、この制度は、訴訟手続の第2段階において、潜在的に多くの請求の集団を管理しなければならないことから、裁判所の業務は困難かつ複雑となる。

#### 4. ワーキンググループによる検討結果の公表と政府による法案の提出

ここで検討されたテーマは、消費者にも、大小の企業にも、法の専門家にも、フランスの司法制度にも重要な争点を提示するものであるので、政府は、報告書を両省のインターネットサイトで閲覧できるようにして、意見募集をした。

法案は、コンセイユ・デタで審議された後、2006年11月に閣議に提出されて採択され、その後、国民議会の議事日程に登録するために国民議会事務局に提出され、法案の審議が始まった。

この法案は、以下のような条文からなる。

消費法典第4編第2章には、以下のように規定する第3節が置かれる。

##### 第3節 グループ訴権

L.423-1条 グループ訴権は、製品の売買または役務の提供に属する同一類型の契約より生じる契約上の義務の同一事業者による不履行もしくは不完全な履行を共通の原因とする、相当数の自然人たる消費者が個別に被った、身体の完全性に対する侵害を除く物的損害および用益侵害<sup>9</sup>にもとづく損害を、L.423-2条ないしL.423-9条において定める条件の下で填補せしめることを目的とする。

L.423-2条 前条の訴権に基づく訴訟は、L.411-1条の適用により、全国において代表権を有しかつ認可された消費者団体が、もっぱら事業者の消費者に対する責任の原因を認識させる目的においてこれを提起する。

L.423-3条 L.423-1条が定める損害を被った消費者は、訴訟が継続する期間及びおそくとも事業者の責任を決定する判決の言渡日まで、グループ訴権の導入に起因する時効の中断

<sup>9</sup> 目的物を使用収益する権利の侵害である。購入した製品を使用する権利を有する者が、これを使用できないことによる損害など。

の利益を受ける。

L.423-4 条 判事は、L.423-1 条が定める訴権の対象である損害を被った消費者が、事業者の責任を宣言する判決に関する情報について認識を得ることができるようにするため、当事者たる事業者の費用において、あらゆる適切な方法による、当該判決に関する情報の公告を命じるものとする。判事は、コンセイユ・デタの議を経たデクレの定める限度において、消費者が事業者に対して本章の資格において填補請求を行いうる期間を指定するものとする。

L.423-5 条 自らが、責任宣言判決の対象となる単数または複数の損害の性質を有する損害を被ったものとするすべての消費者は、グループ訴権の名目で請求されている補償額がコンセイユ・デタの議を経たデクレの定める上限を超えることのない範囲において、当事者たる事業者に対して、被った損害に相当する補償を請求することができる。

事業者は、コンセイユ・デタの議を経たデクレを以って定める条件に従いかつその定める期間内において、当該消費者に対して補償の申し入れを発するか、または、補償拒絶の理由を示さなければならない。

L.423-6 条 事業者の賠償の申出を拒否するか、あるいは付与された期限内に何らの賠償の申し出も受けなかった消費者は、責任確認判決を宣告した裁判所に請求書を送付する。

当事者は、弁護士あるいは代訴士を任命する必要はない。当事者は、小審裁判所に適用される規則に従って、補助され、代理されることができる。

L.423-7 条 付与された期限内に何らの賠償の申出がない場合、あるいは事業者から申し出られた賠償が明らかに不十分である場合には、賠償額を定める判事は、職権で、事業者に対して、最大で、承認された賠償額の 50 パーセントに等しい額を、制裁として、消費者に支払うことを命ずることができる。

L.423-8 条 本節の適用方法は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

L.423-9 条 グループ訴権を受理することを任務とする大審裁判所は、デクレによって定められる。

## 5. 法案の特徴

提案された規定は、次のような特徴を有する。

- ① グループ訴権の導入は、全国レベルで認可された消費者団体にのみ認められる。
- ② グループ訴権の対象は、同一の事業者による契約上の義務の全部または部分的な違反に起因して消費者が被った、物的な損害及び用益侵害 (troubles de jouissance) の回復を可能にすることである。
- ③ 関係する消費者が損害賠償を得るためには、事業者の責任を認める確認的判決に基づき、与えられた期限内に当該事業者に申し出なければならない。
- ④ この手続は、デクレが定める一定の上限 (2000 ユーロに設定される予定) を超えない損

害の賠償に使用することができる。

⑤ 事業者が消費者に賠償することを拒む場合、あるいは消費者が、申し出られた賠償が不十分であると判断した場合には、消費者は、裁判の方法により損害賠償を得るために、確認的判決を下した裁判所に提訴することができる。その際、提訴は、略式でなされ、弁護士による代理は義務的でない<sup>10</sup>。

## 6. 法案の見送り

この法案は、2006年11月に閣議で採択され、2007年2月6日から8日の第一読会での審議に向けて、国民議会の議事日程に登録されたが、最終的には政府はこの法案を取り下げた(*retiré*)。その理由は、国会議員が提出する準備を進めていた修正案の数が多かったこと、2月末に国会の審議が中断しており、日程上この修正案について公正な見識ある議論ができないと思われること、5月に大統領選挙があり、6月に国民議会選挙があつて議会の活動が停止するからである。

## 第5章 法案の検討と日本法への示唆

### 1. 法案の内容

#### (1) グループ訴権の行使権者

法案は、消費者団体、しかも全国レベルの認可消費者団体のみにグループ訴権を付与する。したがって、アングロ=サクソンの制度とは異なる。さらに、スウェーデンやポルトガルの制度とも異なる。これらの国々のグループ訴権は、任意に設立されたグループによっても開始されうるからである。

法案が、全国レベルの認可消費者団体のみが訴権を有することになっているのは、2つの理由によって説明される。

まず、グループ訴権の行使が認められるのは、消費者の利益が侵害される場合に限定される。つぎに、アメリカで行われているような弁護士がグループをまとめるために消費者を戸別訪問するような行為を回避するためである。法案は、グループ訴権を現在アメリカ

<sup>10</sup> なお、グループ訴権を担う消費者団体への基金や助成についてはワーキンググループの報告書のなかでも検討されているが、法案は、このような資金援助手段については何ら言及していない。司法省によれば、フランスの消費者団体は、訴訟を提起するのに十分な資金を持っており、新たな基金を導入する必要はないということであるが、消費者団体や競争・消費・詐欺防止総局は異なる見方をしている。ある消費者団体は桁外れの資力をもっているが、他の消費者団体は限られた資金しか持っていないという状況なので、基金がないと、訴権が一定の消費者団体に限定されてしまうという点も指摘されている。

で行われているようなタイプのものにするのを避けようとしている。

そこで、全国レベルの認可消費者団体だけが、訴訟を開始することができる。

## (2) グループ訴権の対象・目的

グループ訴権の対象・目的は、物的損害と用益侵害の賠償を可能にすることにある。消費者が個人的に被った人身損害は除かれる。

これらの損害ないし侵害は、同一の事業者の一部であれ全部であれ契約上の債務の違反を原因とするものでなければならない。したがって、グループ訴権の適用範囲は、非常に限定されている。

## (3) グループ訴権行使の手続

法案が選択したシステムは、2段階のシステムである。法案では第1の確認判決の後、被害者が届出をするようにした。第1の責任確認判決までは、消費者団体が訴訟を遂行するが、責任確認判決以降は、被害者が届出をし、訴訟の途中から最後まで参加する。

すなわち、第1段階として、全国レベルの認可消費者団体によって訴訟が開始され、裁判官が、訴えを提起された事業者に責任があると判断すると、責任についての確認的判決を下す。この判決において、裁判官は、有責判決を受けた行為に関係するすべての消費者に、この判決を知らせる方法を示す。そして、裁判官は、消費者に意思を表明する期間を与える。

第2段階では、この判決は裁判官の定める方法で消費者に伝えられた後、与えられた期間内に、各消費者は、問題となっている企業ないし事業者に対して損害賠償請求書(demande en réparation)を送付する。これには、実際に被った損害を示す証拠書類を添付しなければならない。したがって、損害賠償を得るために、消費者は、確認的判決に基づいて、友誼的(すなわち裁判外の)手段により個別に文書を企業に送付する。法文は述べていないが、通常デクレにより、企業に対して請求することができる損害賠償金の上限が定められる。それは2000ユーロになる。確認的判決の広告費用は、企業が負担する。

法案の提示するシステムでは、提訴の当初は委任状が必要ない。仮に消費者団体が勝訴したとしても、この時点では、委任状を与えていないので、消費者は、最初から直接に裁判所に請求しに来るわけではない。しかし、第2の段階では消費者は単独または弁護士を通じて行為するにしても、もはや単独の請求ではなく、この団体訴訟的枠組のなかで行為する。

すなわち、法案によると、第1段階において、消費者団体が、企業に責任があることを確認する判決を得るために提訴し、これが得られたら第2段階として、消費者が請求を最初に企業に示し、これに不服であれば裁判所に送付し、裁判所が判決を下すという順序になる。

第2段階において、消費者が提訴する場合、損害額は少額なのに、弁護士費用がかかる、

したがって、消費者は提訴しない、ということ回避するために、弁護士による代理は義務づけられていない（弁護士を選任しても構わないが、義務ではない）。

この手続の管轄は、大審裁判所が有するが、このような手続は、現行の民事手続法には定められていない。現行法上の略式提訴手続、すなわち書記課への申請による手続は、弁護士の選任を必要としないが、小審裁判所でしか行うことができない。このような例外を認める理由は、すべての裁判所がグループ訴訟の担当能力を有しているわけではないため、いくつかの裁判所に集中させたいからである。それゆえ、いくつかの大審裁判所のみが管轄を有することをデクレにより定めることとしたのである。

この手続は、小審裁判所における略式提訴手続を、グループ訴権に適合させたものである。この手続において、裁判官は、企業の対応に満足しなかった消費者の請求につき裁判することはもちろんであるが、企業が消費者への損害賠償の支払いを明確に拒絶した場合、あるいは支払った額が明らかに不十分である場合についても、裁判する。その場合、裁判所は、消費者の請求を検討して、損害賠償額を算定し、さらに、事業者に対し、消費者への損害賠償金の50%の民事罰の支払いを命ずることもできる<sup>11</sup>。

反対に、事業者が消費者の損害賠償への権利を争う場合には、裁判官は、請求について審理して、賠償を認めることが正しいと考えるときは、弁論の趣意書を検討し損害賠償の支払いを命ずる判決を下すことになる。裁判官は、消費者が提出した証拠書類のみを根拠に、各消費者の損害額を算定する<sup>12</sup>。

## 2. 法案の検討

法案には、簡素でありかつバランスのとれたものであって、消費者保護および企業の競争力の要請、フランス法の基本原則の尊重を両立させるとともに、外国で実施されている仕組みにおいて確認されている濫用や逸脱を回避することを可能にしている、という高い評価がある一方で、次のような問題点も指摘されている。

---

<sup>11</sup> 民事罰は、濫用 (abus)、すなわち不誠実 (mauvaise foi) に対する制裁である。これに対し、懲罰的損害賠償は、違法な行為の拡大を防ぐためにこれを制裁するものであって、各消費者が被ったすべての損害を認定することが難しい場合に用いられる。

<sup>12</sup> 例えば、消費者がインターネット上の取引の被害を受けたとしよう。消費者団体がグループ訴権を行使しようとしたとすると、裁判官は、消費者団体が提出した要素をもとに、判決を下すことになる。さらに、数十あるいは数百の消費者が提訴したとしよう。消費者は責任確認判決に基づいて企業に損害賠償を求める。にもかかわらず、企業が消費者の求めに応じた損害賠償の支払いに同意しない、と何人かの消費者が主張したとする。その場合、裁判官は、消費者が提出する要素、例えば、契約書や契約期間などを考慮して損害賠償の請求に根拠があるかないかを判断する。したがって、例えば、2年前から定期購読していたという場合であれば、裁判官は、定期購読の期間を考慮して、個々の事情に応じて消費者に支払われるべき損害賠償額を決定する。2年以上購読した人がいれば、3ヵ月購読した人よりも損害額が多くなる。

### (1) グループ訴権の行使権者

法案は、専ら消費者団体のみに原告適格を認めようとするが、弁護士会は団体の訴権を認めると同時に、団体とは無関係に任意の個人がグループを作り、弁護士をたてて訴えを起こせるものとするべきだと主張している<sup>13</sup>。

### (2) グループ訴権の対象・目的

法案では、グループ訴権の範囲が限定的であり、具体的には次のような問題が指摘されている。

#### (i) 虚偽広告に起因する損害

コンセイユ・デタでは、契約上の義務のみを対象とすることによって、例えば虚偽広告のように、契約締結過程に属する問題が排除されてしまうのではないかという議論があった。すなわち、消費者が、ある製品が自己の必要に適合していないことに気づいていたが、虚偽広告の影響を受けて、注文書にサインしてしまったというような場合には、この消費者は、事業者による不正な行為の被害者と見ることができるが、この場合、グループ訴権を行使することはできるであろうか。

このようなケースでは、グループ訴権が行使できるかは確かではない。なぜなら、消費者が契約書に署名している限り、事業者にはこの契約から生ずる契約上の債務に対する違反があると非難することが必ずしもできないからである。虚偽広告は、契約上の債務に対する違反と認定することはできない可能性があるのである<sup>14</sup>。

#### (ii) 欠陥製品に起因する損害

欠陥製品のケースでも問題が生ずる。法案により認められているグループ訴権の適用領域は、事業者の消費者に対する、契約上の債務の一部または全部の違反を前提としているが、消費者は製造者と契約により直接結びついていない。契約で結びついているのは売主である。

<sup>13</sup> 弁護士会は、次のような例を挙げている。法律の改正により、旧法に基いて失業補償金への権利を有していた一部の者が、権利を失うとされた。権利を失った失業者が訴えを提起し、団体訴権がないので各自提訴し、マルセイユ、トゥーロン、パリで、十数件の訴訟が係属したが、裁判所の判断がそれぞれ異なっていた。もし団体訴訟があったならば、これら同じ法律問題を、同じ範疇の人について、同じ相手方（補償当局）について、第一審であれ控訴審であれ場合によっては破毀院においても訴訟を一個にして団体化すれば、訴訟をより簡単にすることができる。グループ訴権は、このような場合のほか、稟害訴訟などを含め、広く有益である。

<sup>14</sup> とくに消費者法の領域では、国内法は、EU法の影響を受けており、EU法は、契約締結上の情報提供義務と契約上の情報提供義務をはっきりと区別している。例えば、すでに国内法化された通信取引指令を例に挙げると、この2つの領域は明確に区別されている。フランスでは契約締結上の情報提供義務と契約上の情報提供義務とは密接な関連性を有していたので同一視する見方もあるが、この見方を維持することは難しくなっている。これは、アングロ=サクソン法の影響である。アングロ=サクソン法は、これら2つの領域をはっきり区別しているからである。

ただし、売主の責任は、場合により求償訴権により製造者に向かうこともあるし、あるいは、契約連鎖理論により消費者が製造者に対して直接に訴権を行使することもできる。このような場合に、消費者は契約により製造者と結びついていないが、製造者に契約上の債務に対する違反があったと認定してよいか問題となろう。このように、賠償される損害の範囲、類型について多くの不確かさがある。

#### (iii) 反競争行為に起因する損害

反競争的行為 (*pratiques anticoncurrentielles*) から損害が生じた場合に、消費者は、グループ訴訟から利益を受けることができない。なぜなら、この場合には、問題となっている行為は、事業者の契約上の債務に対する違反と認定することができないからである<sup>15</sup>。この場合には、消費者の集团的利益に対して生じた損害が考慮されない。

法案が見送られる前には、国会で、グループ訴権の範囲をこの反競争的違法行為に拡張するための議論が行われていた。経済産業大臣の Thierry Breton は、この拡張に賛成すると宣言していた。

#### (iv) グループ訴権行使の手続

主たる事業者組織であるフランス企業運動 (*Mouvement des entreprises de France / MEDEF*) は、法案が定める条件においてさえも、フランスにおけるグループ訴権の導入に賛成していない。

他方、消費者団体は、より野心的な内容を望んでおり、とりわけ、手続の第二段階について異議を唱えている。すなわち、法案は、消費者に対して個々に裁判外の行動を起こすこと (*agir*) を義務づけるのであるが、これは、損害賠償に対する権利について友誼的に交渉することである。

一定の消費者団体は、裁判所が各消費者への損害を計算することを望んでいるが、このことは問題をもたらす。ワーキンググループの大多数は、オプトアウトに反対し、オプトインを支持した。弁護士会は、まだフランス人はオプトアウトを受け入れるほど熟していないから、最初はオプトインから始めなければならないという立場である。

### (3) 日本法への示唆

フランス政府が提案し、大統領選挙などの影響で今回は見送られた法案は、グループ訴権の導入を、全国レベルで認可された消費者団体にのみ認めた上、手続の第1段階である

---

<sup>15</sup> 次のような事件があった。この事件で、3つの大きな携帯電話会社の間でのカルテルについて競争評議会により有罪判決 (5億3400万ユーロの罰金) が下された。この罰金は、それまで競争審議会によって宣告され、あるいは控訴院によって言い渡された中で最も高額であるが、この罰金は、消費者のポケットには一銭も入らない。反競争的行為が認定された一定期間内に消費者が被った平均の損害を算定するとその額は、約670ユーロであったが、消費者は一人も損害賠償を得るために訴えを提起しようとはしなかった。なぜなら、損害額が少ないからである。その結果、このような事件では、非常にわずかな賠償も消費者は得ることができないことになる。

責任確認判決までは、消費者団体が訴訟を遂行するが、責任確認判決以降は、被害者が届出をし、訴訟の途中から最後まで参加するという2段階の手続を採用した。責任確認判決という方法が日本法で採用されうるものであるかは検討を要するが、少なくともこの方法は、米国のクラス・アクションやケベックの集団不服申立制度と比べて、大陸法系の民事責任原則や民事訴訟手続に適合的なものであり、また、提訴は、略式でなされ、弁護士による代理は義務的でないなど、消費者が使用しやすいものになっている。

適格消費者団体による差止請求を認めた日本法が次に検討すべきは、適格消費者団体による損害賠償請求であるが、この点で、認可消費者団体にのみグループ訴権の行使を認めるフランス法は、日本法において消費者団体による損害賠償請求を構想する上でのひとつの指針を示すものであろう。

しかし、他方で、法案は、グループ訴権の対象を、同一の事業者による契約上の義務の全部または部分的な違反に起因して消費者が被った、物的な損害及び用益侵害からの損害の賠償に限定し、賠償額の上限もデクレが定める一定の額（2000ユーロが予定されていた）を超えない損害の賠償とするなど、企業側の利害も少なからず配慮しており、この点については批判も少なくない。

グループ訴権の導入が中断しているフランスでも、大統領選挙も終わり、近くこの問題に関する議論が再開されるであろう。その際に、今回の法案のどこが維持され、どこが修正されるのかが興味を引く。引き続き、この問題を追って行くことにしたい。